

平成 22 年 9 月 28 日

## 【みなし取得費の特例】の適用に関するお知らせ

株式会社アイネット証券

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、平成 13 年 9 月 30 日以前に取得して一般口座で継続して保有していた上場株式等に対して適用される『みなし取得価額の特例』の適用は、平成 22 年 12 月 31 日に終了となります。

平成 22 年 12 月 31 日までに上場株式等を一般口座で売却した場合は、「みなし取得価額の特例」を適用することにより、「みなし取得価額」を取得費とすることができません。

平成 23 年以降の売却についての適用はできなくなりますので、ご注意ください。

ご参考 日本証券業協会のリーフレット

[http://www.inet-sec.com/pdf/minashi\\_100929.pdf](http://www.inet-sec.com/pdf/minashi_100929.pdf)